

富津市立環小学校 いじめ防止基本方針

1 基本理念等

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童もいじめの被害者、加害者になりうるとの基本認識に立ち、本校の児童が楽しく、心豊かに学校生活を送れるように、全職員の共通理解、共通実践のもと、「いじめをしない・させない・見逃さない」学校づくりに全力で取り組む。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第一章 第二条より抜粋）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈いじめの認知にあたっては〉

- 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行う。（いじめられた児童の気持ちを重視）
- 起こった場所は学校の内外を問わない。
- 心理的または物理的な影響とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- 物理的な攻撃とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

〈本校の基本姿勢〉

- 児童は、いじめを行ってはならない。
- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 児童一人一人を大切にし、誰もが安心して学ぶことのできる学校をめざす。
- すべての教職員が高い人権意識で指導にあたるとともに、関係機関や専門家・地域との連携協力を努める。
- 学校と家庭が協力をして、未然防止・早期発見・迅速な対応をめざす。

2 学校いじめ対策組織

いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」を設置する。

〈構成〉

いじめ防止対策委員会

校長・教頭・教務・児童支援主任・人権教育担当・低高学年主任

※必要に応じて

養護教諭・学級担任・教育相談担当・スクールカウンセラー・PTA会長
外部組織（児童相談所・警察・主任児童委員・民生児童委員、学校医）

〈活動〉

- いじめ早期発見に関するアンケート調査の実施（児童・保護者）
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情を調査する。
- いじめに関する校内研修の計画・実施
- いじめ防止の啓発
- いじめ発生時における事実関係の把握と対応策の協議
- 重大事態ないじめ発生時における市教委への報告、市教委との協議のもと外部組織を含めた組織を設置し、事態の調査、対応策の協議

〈いじめ防止対策会議〉

- 年に2回開催（6月・2月）
- ※いじめ事案発生時は緊急開催とする。

3 いじめの未然防止

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。

笑顔で登校、満足して下校

【豊かな心を育てる】

①人権教育・道徳教育の充実

- 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度や心の通う人間関係を構築する力を養う。
- 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を育てる。
- 人権週間の取り組みを行う（12月）

②居場所づくり・絆づくり

- 児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活をめざす。
- 人とつながる喜びを味わう体験活動を大切にする。
- 友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できるような活動を通して、コミュニケーション能力を育成する。
- 一人一人が活躍できる仲間づくり・集団づくりを進めていく。

【強い心を育てる】

①いじめを決して許さない・見逃さない

- いじめの様態についての理解を促し、強い心と正義感を育てる。暴力や暴言を排除する姿勢を貫く。

②生徒指導の機能を生かしたわかる授業の展開

- 自己決定の場を与える授業を展開する。
- 自己存在感を与える授業を展開する。
- 共感的人間関係を育む授業を展開する。

③個に応じたきめ細やかな対応

- 子どもの話をよく聞き、一人一人の願いや思いをくみとる。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることを認識し、いじめが生まれる背景をつくらないようにする。
- いじめ加害の背景にある、勉強や人間関係等のストレス要因に着目し、その改善を図るとともに、適切に対処できる力を育てる。

【啓発活動を行う】

①いじめについて学ぶ

- 命の教育
- 学校だよりを通じて保護者への啓発を行う。
- インターネットを通じて行われるいじめの防止

②いのちを大切にするキャンペーンの実施（1学期）

4 いじめの早期発見

【定期的な調査】

①いじめアンケートを実施する。

- 児童へは年3回（7月・12月・3月）に児童アンケートの中で実施する。
- 保護者へは年2回（7月・2月）に学校評価アンケートの中で実施する。
- 実施にあたっては、児童が落ち着いて記入できるように配慮する。
- 個人情報扱いに注意する。
- 担当が集計をし、児童支援主任が取りまとめと確認をする。支援や指導が必要な回答があった場合は管理職へ報告をし、迅速に対応にあたる。

②教育相談月間を実施

- 年3回（5月・10月・2月）にアンケートを活用した教育相談を実施する。

③児童支援会議

- 毎月の児童支援会議において児童の様子について情報交換をし、多くの教師の目で学校全体の児童を見守っていく。

【日常的な教育相談】

- ①教育相談窓口の設置
 - 児童支援担当を窓口し、悩みや心配事を相談しやすい環境をつくる。
 - 相談が寄せられたときには教頭へ報告をし、迅速に適切な対応をする。
- ②児童の様子を観察
 - 交友関係の変化や授業中以外の様子をよく観察し、いじめの早期発見に努める。

5 いじめの相談・通報

いじめで悩んだときには

- 誰でもよいから話しやすい人に相談すること。
- 通報をする勇気をもつこと。
- いじめられていることを「恥ずかしい、みじめ、親が悲しむ」と考えない。

- ①校内のいじめの相談窓口の設置
 - 児童支援担当を相談窓口とし、全校に周知する。
- ②校外のいじめの相談・通報窓口
 - いのちの電話
 - 千葉県子どもと親のサポートセンター24時間いじめ相談ダイヤル

6 いじめを認知した場合の対応 報告連絡体制

○いじめの認知者が、担任と児童支援主任に報告

↓

○担任・児童支援主任が校長・教頭に報告

↓

○該当学年主任と担任を交えて、いじめ防止対策委員会を開く

↓

○校長（教頭）が富津市教育委員会へ報告

* 職員個々に抱えることなく、必ず学校全体で情報共有を図る。

7 指 導

児童がいじめを受けた場合は当該児童の心情に寄り添った指導をすることが原則であるが、関係している児童のさまざまな情報を集め、慎重に調査をし、状況を的確に把握しながら良好な人間関係を構築するよう対処していく。

- ①被害児童とその保護者への対応
 - 心の痛みや苦しみによりそい、徹底して守ることを本人と保護者に伝える。
 - 「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊心を高める。
 - 担任や養護教諭・関わりのある職員を中心に、本人の不安を取り除くことができるようにケアにあたる。
 - いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人・教職員・家族・地域の人）と連携して、本人を支援する。
 - いじめの調査結果についての情報を提供し、今後の対応と、安心して学校生活を送るために配慮をすることを、本人と保護者へ伝える。
 - 必要に応じて中学校スクールカウンセラーの協力を依頼する。
- ②加害児童とその保護者への指導
 - 複数の教師が、関係する児童一人一人から聞き取りをする。
 - 聞き取りの際に、暴言・威圧・体罰を用いることがないようにする。
 - いじめは人格を傷つけ、生命または身体・財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう配慮し、健全な人格の発達を促す。
 - いじめの加害児童が被害児童や通報者に圧力をかけないように指導をする。
 - いじめの事実を保護者へ通知し、以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言をして再発を防ぐ。

- ③いじめが起きた集団や見ていた児童への指導
- 起こったいじめや見ていたいじめを自分の問題として考えさせる指導を行う。
 - いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
 - はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
 - 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは

加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。

8 重大事態への対処

①重大事態と認める基準

- I いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- II いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

②重大事態が発生した場合の対応 ※緊急時は臨機応変に対応する

- 重大事態の認知者が、被害児童の安全を確保する
- ↓
- 重大事態の認知者が、担任と児童支援主任に報告
- ↓
- 担任・児童支援主任が校長・教頭に報告
- ↓
- 該当学級担任を交えて、いじめ防止対策委員会を開く
- ↓
- 校長または教頭が富津市教育委員会へ報告
- ↓
- 必要に応じて校長が警察等の関係機関へ通報し連携を図る

いじめ相談メール	mb035@city.futtsu.chiba.jp (随時)
富津市教育センター電話相談	0439-80-1346 (平日 9:00 ~ 16:00)
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310 (24時間対応)
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446 (24時間対応)
子どもの人権110番	0120-007-110 (平日 8:30 ~ 17:15)
ヤングテレホン	0120-783-497 (平日 9:00 ~ 17:00)

◎特に配慮が必要な児童への対応を共通理解して指導にあたる。

9 公表、点検、評価等

- ①本校のいじめ防止基本方針を保護者に周知する。
- ②学校評価アンケートにいじめ防止に関する項目を加え、年度ごとに評価をする。
(児童・保護者・教職員が実施)
- ③いじめ防止基本方針は、毎年2月のいじめ防止対策委員会において見直しをする。